

明末清初江南の牙行と国家

山本進

はじめに

概ね一九七〇年代までの明清商業史研究では、商人は国家権力に寄生して生産者や消費者を収奪したり、地主・郷紳と結託して市場を独占したりするものであると理解されてきた。塩商として名高い徽州商人の特許商人としての活躍^①や、湖南米飢餓移出の一翼を担った客商・牙行の存在^②、或いは江南の棉布問屋が厳しい買い叩きにより生産者から「殺莊」と呼ばれて憎悪されたことなどがその根拠として強調されてきた。しかし郷紳論の衰退とともに、地主制を補完する者としての所謂「三位一体」論的商人認識は陰を潜め、八〇年代に入るところと国家との癒着についても疑問が呈せられるようになつた。商人の国家への寄生的関係を否定し、むしろ国家が商工業

者を収奪していた事実を初めて明らかにしたのは佐藤（新昌）学である。佐藤によれば、明朝は都市の商工業者を商業種目毎に「行」に編成し、行を単位として官が需要する物品や役務を調達していた。これは「鋪戸の役」とも呼ばれた。「鋪戸の役」は営業独占権に対する代償ではなく、「圧倒的な優位に立つ国家の都市商工業者に対する一方的な収奪」であった^④。国家の商工業者からの事実上無償の調達システムは、清代に到つても「当官」の名で継承された^⑤。国家による収奪の対象とされたのは中小規模の商人であり、特權的大商人については言及されとはいひが、佐藤の研究は従来の商人觀を転換させたものとして高く評価されよう。

ところで、佐藤によると蘇州府常熟県の当官碑刻は明末より出現し、康熙前期に最盛期を迎へ、以後急減する。この事

実は、当官の弊害が康熙前期に頂点に達し、何らかの改革によって平穏化したことを暗示しているように思われるが、佐藤は時系列の変化の意味については検討を加えていない。また、確かに既刊の碑刻資料集には常熟県の事例が圧倒的に多く掲載されているが、江南全体における当官の拡がりについては考察が及んでいない。そこで本稿では、佐藤の優れた研究成果を土台としつつ、明末清初における衙門の物品・役務調達システムの時系列的变化とその地域的展開を解明することを目的とする。

熟以外の碑刻史料や地方志の商人に関する記述などを利用すれば、当官慣行の範囲や性格、更にその歴史的变化がより一層鮮明になるものと思われる。

但し地方志などの史料には、商人の活動状況全般を描写しているものは皆無に近い。当時国家が把握していた商人は、塩商などの特許商人を除けば、国家の営業許可を必要とする牙行と典當に限定され、史料に登場するのも彼らが中心である。両者の中では、零細金融業者である典當より斡旋及び仲買業者である牙行の方が、各種商工業者との関係がより深いと思われる。そこで本稿では、特に牙行に焦点を当て、牙行の活動形態と國家（地方衙門）の牙行に対する物資や役務の調達を軸に考察を進める。

さて「当官」とは官の要求する物資や役務を供出する義務のことであるが、ここで言う「官」とは、厳密には中央政府のことではなく地方衙門の意味である。当官自体も国法上の根拠を何等持たない地方的慣行であり、私はこれまで国家の正規税制と区別するためこれらを「地方的徵収」と称してきた。

このような不正規徵収は地方衙門の必要経費が財政に殆ど計上されていなかった前近代中国では、統治を遂行するための必要悪として黙認されていたが、正規財政とは異なり官側の史料には殆ど姿を見せないので、実体を把握することが非常に困難である。佐藤が対象を常熟県に限定したのも、碑刻以外に主だった史料が存在しないからであろう。しかし常

一 牙行の不正と牙行制度

明末清初に刊行された江南の地方志には、「把持行市」と総称される市場の壟斷・独占及び「私充牙行」「私立牙行」と呼ばれる無賴や地棍の無許可仲介行為が多発していたことを記すものが多い。明制を継承した清朝は、無許可牙行による客商の貨物の強奪や物価の意図的操作、斡旋手数料の強制

徴収など、市場秩序を破壊する行為を厳禁したが、地方志の記述は、これら不正行為が明末清初の江南で頻発していたことを示している。

夙に上田信は、江南において無賴が勝手に牙行と称して商品を強奪したり、或いは脚夫と称して運搬業務を独占したりする行為が明代中期以降急増し、清代中期以降ほぼ終息したことを見明らかにしている。⁽⁶⁾ 上田は無賴増加の原因を在地有力者層の城居化に伴う私的暴力組織の必要性の増大に求め、無賴減少の理由を在地有力者層の公権力への依存化による自衛力の必要化だと説明する。しかし彼ら無賴が、威力や暴力に訴えるとは言え、商品の流通・運搬に関わって利益を得ている事実は、郷居地主の城居化に伴う社会秩序の変化（私的暴力需要の増減）だけでは理解できない。時代や地域を超えて普遍的に存在する無賴などの暴力団と明末清初の私充牙行とは、やはり一線を画する必要があるだろう。上田自身も一般的の牙行が無賴を手先として貨物を奪う事例を紹介しているように、この時代は私的暴力の需要が増大したというより、既存の商業秩序が混乱し、一部の牙行は自らの信用を犠牲にしてまで不法な利潤追求に走らざるを得なかつたと言うべきである。それでは何故この時期、公認・非公認を問わず牙行

の不正行為が頻発し、江南の社会問題となつていたのであるか。結論を急ぐ前に、先ず史料に現れる牙行の活動形態を概見しよう。

牙行の弊害を訴える史料は、松江府・蘇州府・太倉直隸州（明代には蘇州府属）に多く見られる。『上海碑刻資料選編』（上海人民出版社、一九八〇年。以下『上海碑刻』と略記する）八二八四頁「嘉定県為嚴禁牙行兌低摺派指税除折告示碑」（崇禎九年「二六三五」一〇月）によると、嘉定県新涇鎮は棉花や棉布の交易で栄えていたが、近年牙行が税金納入のためと詐称して銀錢兌換率を勝手に引き下げ、客商の紋銀一両に対し錢八〇〇文しか支払わないので、騒擾が絶えなかつた。そこで里民が知県に低率兌換の禁止を訴え、上記の告示がされたのである。また、『明清蘇州工商業碑刻集』（江蘇人民出版社、一九八一年。以下『蘇州碑刻』と略記する）二四〇二四一頁「蘇州府嚴禁南濠牙戶截搶客船客貨碑」（天啓七年「二六二七」九月）によると、蘇州南濠の牙行が「健仆」を商船に派遣し、客商の貨物を強奪する事件が頻発し、禁止告示が出されている。⁽⁸⁾ 「健仆」とは上田の言う牙行の手下となつた無賴の事であろう。この二史料に代表されるように、明末の蘇州府・松江府では牙行の不正が多発していた。

ところで嘉定県新涇鎮の牙行が名目とした「輸税」は、單なる不正行為の口実に過ぎないのであるうか。既に佐藤は、明代の南京における「鋪戸の役」の存在を指摘しているが、商工業者の中で特に収奪の矛先が向けられたのは、売り手と買い手とを仲介することにより売買の結節点の役割を果たす牙行であり、彼らは調達の負担に苦しんでいた。例えば万曆『上海県志』卷四、徭役、によると、

埠頭。先年市居の富民を点して埠頭と為し、上司按臨□公差船隻を供せしむ。民甚だ之に苦しむ。万曆十一年、本府同知郝字、縣事を掌して謂わく。本県の南北運糧長及び各處の客商の船を雇うに、牙錢は私埠に入り、而して官埠独り船禍を受けり。乃ち傍浦の有力者をして之と為さしめ、而して執照を給し、牙錢を収め公差の船費を補うを聽す、と。相沿いて今に至る。

とあり、また万曆『青浦縣志』卷三、役法、には、

埠頭。是より先、城市の富民を以て埠頭と為し、官府の公差船隻を供せしむ。吏胥視て奇貨と為し、而して私埠頭、運紅商舡の牙錢を坐取せり。人心平ならず。今若し

官埠頭を以て私埠頭に充て、而して其れをして即ち收むる所の牙錢を以て公費を補わしむれば則ち便なり矣。

とあるように、明代後期松江府では富民に対し「埠頭」と呼ばれる里役が設けられた。埠頭には上司の巡察などに際して公用船舶の提供が義務付けられていたが、その費用は漕糧を輸送する糧長や外来の客商が船を雇う際に徴収する手数料（牙錢）によって賄う事とされた。そこでこれに目を付けた者（胥吏など）が埠頭に私充し、牙錢を独り占めした。『青浦縣志』の筆者は、私埠頭の弊害を除くため、富民ではなく彼らを官埠頭即ち正規の船行に任すれば良いと提言している。兩史料に記されている「埠頭」とは、清代の埠頭と同様、明らかに牙行（船行）を指している。船行は輸糧や商運のための船隻を斡旋する仲介業者で、上海・青浦両県では舟運に関する地方行政経費を負担する者だけが「官埠頭」として用錢（手数料）の徴収を官より公認されていた。但し官埠頭は牙行經營の有無とは無関係に、富民から選抜されていた。一方では官の営業認可を受けない「私埠頭」即ち私充牙行が存在し、彼らの活動は差徭として充当された官埠頭の収入を途絶せしめたので、埠頭の役は民衆の重い負担と認識されていた。

このように明代の牙行は、國家から営業許可証を発給され、用錢の徴収を許される代わりに官からの無償調達（清代では

当官・差務などと称される)を引き受けねばならない官許牙行と、無免許で営業し不当な利益を貪る私充牙行との二形態が存在した。前者は富裕な人民に賦課される差徭の性格が強いのに対し、後者は胥吏が奇貨と見做すように純粹な営業である。そして商人らが素人の官埠頭より本来の牙行である私埠頭を信用するのは自明の理である。それ故『青浦県志』の著者が主張するように、営業としての牙行を差徭としての牙行に充当すれば問題は解決するはずであるが、結論を先取りすれば、両者が一致するのは清代前期以降である。

差徭としての牙行と営業としての牙行がどの程度分離していたのかは、上記二県志の記述だけではよく解らない。実際には両者が一致する牙行も多数存在したであろう。嘉定県新涇鎮の牙行が「輸税」のためと称して兌換比率を低下させたのも、単なる口実ではなく官の調達に応じるためだと思われる⁽⁸⁾。また、蘇州南濠で牙行の貨物強奪(單なる強盗ではなく、客商に自行を通した仲介を強制し、法外な手数料を要求して、結果的に商品を巻き上げる手口であろう)が頻発したのも、官の調達の結果と理解することも可能であろう。

地方衙門が物資や役務の調達を強化し、牙行がそれを仲介手数料に上乗せすると、客商や農民は牙行を経由した取引を

忌避しようとするであろう。これに対し牙行は、公認・私充を問わず、不法手段や暴力組織をも駆使して営業利益の確保に努めた。不法手段の代表は「把持行市」と称される市場独占・用錢詐取行為であり、暴力行使を主体としたものは「行霸」と言われる用錢の強制徴収や「白拉(白頬)」と呼ばれる貨物強奪などである。

まず把持行市について。崇禎年間の応天巡撫黃希憲が著した『撫吳檄略』には米穀流通の阻害を禁止する告示が多数収められているが、その一つ「督撫軍門示」(崇禎一三年「二六三九」八月四日)によると、江西・湖廣から客商が蘇州に販運した籼米を牙行李環溪・羊俸儀が楓橋鎮で長年「把持行市」し、一石毎に銀四錢を需索して米価を高擡させていたと記されている⁽⁹⁾。彼らは客商から高額の手数料を騙し取り、結果として米価を吊り上げていたのである。これに対し黃は、両名を処罰するとともに、客商と米舗との自由な取引を許している⁽¹⁰⁾。

次に行霸・白拉について。崇禎『太倉州志』卷五、風土、流習、には、民衆を害する者は、旧時は行霸で今日は白頬であると記されている⁽¹¹⁾。同書に拵ると、行霸とは棍徒が資本も持たずに牙行を私立し、貧民が貨物を市鎮に売りに来ると自

由な売買を阻害し、法外な用錢即ち仲介手数料を需索すること

だ。此れ一害也。……

とあり、暴力を伴った無許可牙行を意味する。一方白頬とは市鎮の外で郷民を待ち伏せし、「某店に行つて代価を受け取れ」と言つて商品を強奪する行為であり、たとえ牙行を名乗つても殆ど白昼強奪に等しい。史料の末尾には、知州劉士

斗（崇禎四年任）・錢肅榮（崇禎一〇年任）の度重なる取り締まりによりこの種の弊害は無くなつたと述べられているが、

このような暴力牙行の事例は明末から清代前期にかけての太倉州属地方志に散見され、地方官の厳禁にも関わらず継続し

たようである。

行霸・白拉に関する早期の事例では、万曆『嘉定県志』に「毎年棉花が市場に出回ると、牙行が少年を集めて手下とし、⁽¹⁴⁾郷民より貨物を巻き上げる」との記載がある。「少年」と呼ばれる無賴を使う手口から、これは白拉である。清初に到る

と、康熙一二年刊『嘉定県志』卷四、風俗、には、

市鎮の民害為る者二有り。一は行霸と曰う。牙行を私立し、物価を高低せしめ、擅に用錢を取る。買う者売る者各おの除勘〔勒〕有り。名づけて内用・外用と曰う。光棍と結連し、人の貨物を邀む。布を売る者は、其の布を奪われ、花を売る者は、其の花を奪わる。郷人自由を得

とあり、乾隆『宝山県志』など多くの地方志にも類似の文章が見られる。⁽¹⁵⁾

但しこの頃から、これらの行為は次第に鎮静化して行つた。例えば、乾隆『鎮洋県志』は、崇禎『太倉州志』の白頬についての記述を踏襲した後、「近きは名を更めて日裏鬼と曰う。各鄉鎮時として有り。惟重懲して始めて跡を斂めり」と結ばれており、白頬行為はこの頃より散發的となり、重懲の結果終息したらしい。⁽¹⁶⁾ だが鎮洋県属乾隆『茜涇記略』には、依然として「游手白拉」の活動が報告されており、これだけで不法行為の消滅を断言することは早計であろう。しかし太倉本州属道光『雙鳳里志』には、司帖を受領して開帳した牙行が食料や木棉を交易しているとあり、不正行為の記述は最早見られない。そして遅くとも光緒期には行霸や白拉は過去のものとなっていた。光緒『宝山県志』は、行霸の弊害について解説した後、「現在では（牙行は）各種商品を市価で取引し、用錢のみ徴収している」と述べ、現在の牙行は商業秩序を遵守していることを保証している。この記述は宝山県属郷鎮志にも多数引用されているが、その内『月浦里志』や『盛橋里志』には、牙行が牙帖を頒給され、店舗を開いて営業してい

るとの記録も付加されており⁽²¹⁾、無資本の無免許牙行は既に淘汰されていたようである。

松江府では、雍正『分建南匯縣志』に白拉の記事があり、彼らは店舗を構えず、游民を使つて客商の取引に強引に仲介し、殆ど代価を支払わないとある⁽²²⁾。また、蘇州府では、雍正『昭文縣志』に、私立牙店が城鄉各所に存在し、「主人」と呼ばれていたとあるが⁽²³⁾、不法行為を働いていた形跡はない。こ

の他、通州直隸州では、康熙『通州志』に、不動産や米穀の売買は牙僧が仲介し、官が彼らに牙帖を給付し、經紀と呼ばれる⁽²⁴⁾とあり、ここでも牙行は商業秩序を守つて官の統制下にある。地方志に拵ると、牙行の不正が顯著に見られるのは太倉州と松江府の一部である。

一方碑刻史料に拵れば、蘇州府や常州府などでも牙行の不正が看取される。例えば蘇州府常熟県では、康熙二年（一六七三）、胥吏が牙棍と結託し、麵舗が引き臼用に飼育する牛驢にまで牛驢稅を科派したことが告発され、布政司より禁止されている⁽²⁵⁾。また常州府金匱縣では、雍正九年（一七三一）、今後蔬菜の販売は船に載せて売買する大口取引のみ牙行を中介させるが、振り売り商人は自由な販売を許し、併せて蔬菜牙行の増添と彼らの振り売り商人への仲介強制を厳禁する旨

告示された⁽²⁶⁾。但し両史料とも牙行の規則が画定されたことを示しているに止まり、行霸や白拉など暴力を伴う明白な犯罪行為に対する禁止告示は碑刻には見られない。

それでは、牙行の不正に対しても国家は如何なる対策を講じたのであろうか。康熙二年、都察院左副都御史李贊元の上奏文「請禁無藝之徵疏」によると、

奸民・悪棍、衙蠹と串通し、雜稅の名色を借り、該地方官に在りて、行帖・執照を賄當し、斗子・秤子・牙行・經紀・集頭・保長等項と為る所有り。名一ならずと雖も、大率硃標の印信を以て、護身の符券と為し、虎にして而して翼あるが如く、公然と肆に詐す。凡そ民間の斗米・耕牛・隻鷄・尺布、用錢を撮取せざるは無し。

とあり、文章末で彼は、徭役を科派している地方を除き、日用品を販売する零細商人からの用錢需要を嚴禁するよう要請している⁽²⁷⁾。地域は特定されていないが、清初に至つても明末の嘉定県新涇鎮の事例と同様、牙行・經紀らが官より雜稅の徵収を請け負わされており、彼らはそれを用錢に転嫁して更なる需索を行つていたことが窺われる。牙行は依然として「奸民」や「惡棍」の利殖手段になり得たのである。

一方清朝政府は、早くから牙行制度の整備による商業秩序

の回復に努力していた。康熙『大清会典』によると、順治四年（一六四七）、勢官土豪及び不肖の有司が津頭・牙店を設立し、勝手に私税を科派することを厳禁し、李贊元上奏の翌

康熙二年には、地方官が「小民の尺布・斗米・蔬果・食物を肩販背負して貿易せる者」即ち振り売り商人から徵稅することを禁止したとある。²²⁾しかし書役や市棍による私充牙行を排除し、商業秩序を安定させる目的で、牙行制度が江南において本格的に導入されたのは、管見の限り康熙二六年（一六七七）の蘇州府の花素綾業舗戸への牙帖頒給を嚆矢とする。

恐らく他の府州でも、同じ頃牙行制度が画定されたものと思われる。これにより官の調達対象は公認牙行に限定され、營業としての「行」と差徭としての「行」が同一化した。

だが、牙行制度はにわかには定着しなかった。雍正『大清会典』によると、康熙四五年（一七〇六）、客商が輻輳する場所での牙行及び無賴による商品の詐取・強奪を処罰する戸律の規定を引用し、今後あらゆる牙行は五年毎に審査して新帖と更換させ、光棍が牙行に私充し商人から不当な用錢を需求することを厳禁した。また康熙四八年にも、京師において私充牙行を禁止する通達が下されている。²³⁾康熙前期における牙行制度整備以降も、私充牙行の不正行為を排除することは

困難であったと見られる。

清代の牙行制度が一応の完成を見るのは、州県から牙帖発行権を取り上げ、これを布政司に一元化した雍正四年（一七二六）である。²²⁾既述の如く、牙行が客商より高額の用錢を徵収したのは、彼らが地方的徵収の源泉と位置付けられ、州県からの物品や役務の調達に応じていたからであった。地方的徵収は用錢に転嫁されたから、書役がこのシステムを悪用し、牙行に私充して利益を貪る不正行為が跡を絶たなかつたのも無理はない。但し、地方衙門→（書役）→牙行→商人・農民という地方行政経費の調達体系を完全に切断することは、地方政府経費を殆ど計上しない当時の中央集権的財政制度の下では困難であった。そこで牙行を布政司の管理下に置き、州県衙門の際限ない需索に一定の歯止めを掛けるというのが雍正四年改革の目的であつたと考えられる。なお、この政令は雍正二年（一七三三）に再度発布されており、同年以後牙帖の定額化が定着した模様である。

牙帖定額化以降の事情は既に前稿「清代江南の牙行」で考察したが、光緒『大清会典事例』卷二四七、雜賦、禁例、によって略述すると、乾隆四年（一七三九）には、江蘇省で額外の牙帖濫発が顕在化し、中央は他省も同様であるうと推測

して、牙行の増設を厳禁した。翌五年には、地方衙門の胥吏が名を変えて牙行に兼充していることが問題となり、地方官に対し精査厳禁する様命じられた。また乾隆七年には、折か

らの米価騰貴の原因が牙行の価格吊り上げに拠るのではないかと疑われ、買い占め行為の防止が通達された。乾隆九年には

は、牙帖を濫給した地方官の稽査と処分、不正を勵いた牙行・舗戸の処罰規定が定められた。『会典』によると、これ以後牙行・牙帖に関する通達や禁令は、施行細則を除き出されていない。以上の事実から、牙行制度は雍正から乾隆初にかけて確立されたものと考えられる。

ここで気が付くのは、牙行の不正消滅と牙行制度の確立との整合性である。牙行の不正が著しかった明末から清初にかけては、政治的混乱の中で地方的徴収に対する国家の枠組みが未確立な時期でもあった。牙行の弊害が頂点に達し、常熟県で当官碑刻の刊行が最盛期を迎えた康熙前期、蘇州府では牙帖の頒給と私充牙行の排除に乗り出しが、牙行の不正是依然止まず、国家による本格的な牙行制度が確立された雍正から乾隆初以降に漸く減少し、一九世紀までにはぼ姿を消している。それでは、牙行の不正を招いた地方的徴収の弊害とは如何なるものであり、雍正～乾隆初の牙行制度改革により地

方的徴収は如何なる変容を遂げたのであろうか。次に、明末清初江南における当官慣行について検討しよう。

二 当官慣行とその弊害

明末清初の江南で、牙行を筆頭に商工業者を苦しめたのは、当官と称される地方衙門の無償調達であった。当官によって徴発される物資や役務には、地方衙門が直接需要する備品や宴席の他、軍船の建造や修理など最終的に中央政府のために使用され、本来代価が支払われるべきものであっても、実際には財政措置が殆ど講ぜられず、地方衙門に割り付けられた業務も含まれる。当官は何等の法制上の根拠も有しない地方慣行であり、公的史料には現れ難いが、商人らがその撤廃を官に求めて実現した碑刻や、商人らの困窮を憂える地方官の文集をはじめ、地方志にも雑泛差徭の革除という形で姿を見せる。以下、各史料に見る当官・雑泛差徭の実体を見る。

先ず調達の弊害が最高潮に達していた康熙初における國家の現状認識について考察しよう。実録には当官やそれに類する文言は見当たらないが、『聖祖实錄』康熙六年四月己巳の条に記された御史田六善の疏言には、「今後人事考課で卓越

した地方官を選抜する際には、知府以下知県以上の場合、必ず推薦状に雑差を科派せず、付加徵収を行わず、行戸に損害を与せず、富民に貸し出しを強制しない者である旨書き連ねよ」とあり、府州県官には錢糧の公正徵収と並んで、牙行や富戸から需索しないことが求められていた。裏を返せば、當時地方官の商人からの不正規な収奪は日常的に見られたのである。

商業部門からの徵稅や調達がもたらす弊害は、田六善以外の中央官僚や督撫にも広く知られていた。早くも康熙三年（二六六四）、戸科給事中に任せられた李贊元は、別の奏疏で「牙稅・當稅・門攤・魚課などの雑稅は、本来牙行や典當らが納稅すべきものだが、江南・湖廣・陝西・福建等省では易知由單（納稅通知書）に混入させ、農民に攤派（割り付け）しており、これは恐らく集めた商稅を私物化したり、商人から賄賂を受け取つたりしているからに違ひない」と述べ、牙賦との分離を主張している。⁽³⁵⁾康熙初には未だ牙行や典當などの制度が確立されておらず、正規の雑稅自体も相当重く、徵収方法も恣意的であつたらしい。但し江南では、康熙一六年頃からの牙行制度の導入により、雑稅の負担は牙行に一元化された。

しかし商人にとっては、正規の雑稅よりも調達の方がはるかに脅威であった。康熙二〇年から康熙二三年まで両江總督の任に在った于成龍は「興利除弊條約」と題された長文の一節に「禁止取用舗戸」を取り上げ、両江地方では官府の需める日用物資の全てを低額或いは無償で行戸より提供させていた事実を認めて、その禁止を指示している。⁽³⁶⁾ところが「弭盜安民條約」の中の一文で、彼は「商賈軍民人が物資を携帯して遠隔地へ赴く場合には、必ず牙埠より船戸を周旋してもらうので、牙埠は船戸の往来を最も詳細に掌握しているが、悪質な埠頭がいて、牙錢の徵収のみを追求し、船戸の身元を調べないので、沿途での強盗・殺害事件が頻発している。そこで凶悪船戸による犯罪防止のため、埠頭に帳簿を作成させて地方官に定期報告を義務付け、一旦事件が起これば、帳簿に基づき船戸と埠頭を逮捕せよ。また水路の碼頭に掲示して、商人に対し牙行用錢を惜しんで勝手に船戸を雇わぬよう啓發すべし」と提案している。⁽³⁷⁾于は当官の弊害を認め禁止を命じてはいるが、当官が結果的に牙行（埠頭）の不正行為を招来しているという認識はなかった。既述の通り、彼の提案にも関わらず白拉などの犯罪は減少しなかつたし、当官もまた革除されなかつた。

このように京官や督撫は、当官慣行についての知識はあつたが、実体を精确に把握しておらず、対応策も極めて陳腐であつた。しかし当官の負担は商工業者に重くのしかかり、当官革除の要求も激しかつた。次に碑刻史料から当官の内容を検討しよう。

現在刊行されている『上海碑刻』・『蘇州碑刻』・『江蘇碑刻』の三資料集には、当官に関する史料が多数記載されており、中でも常熟県の点数が最多であるが、調達の内容から、地方衙門の日常経費の支弁に近い性質のものと、中央政府の直接的要求に応えたものとに大別できる。先ず前者について。

前近代中国では、地方行政の遂行に不可欠な人件費や物品・役務の調達は財政制度の下に予算化されず、殆ど全てを税制外の地方的徴収に依拠していた。この内人件費に相当するものは、書吏や衙役により「陋規」（各種手数料）として需索され、その一部は上級衙門・官僚に「規札」（付け届け）として饋送されていたが、物品や役務については、明末清初期には当官と称して関係する商工業者から無償調達していた。碑刻では衙門修繕における木竹行からの資材徴発をはじめ、上司の接待や宴会における雑貨行・綢行・糖果舗からの油麻や幔幕或いは菓子の供出など、比較的高価な物品の調達が目

に付くが、些末な日用品もまた当官の対象となっていた。⁽⁴⁰⁾ 半の碑刻は当官の違法性を明言しているが、慣行として続いた模様である。

次に後者について。当官碑刻で特に目を引くのが、木行・油麻行・釘鉄行らに対する戦艦修造のための資材供出に関する紛争である。戦艦修造には国家から相応の代価が支給されることになっていたが、往々にして書役の中間搾取を被っていた。常熟県では夙に万曆年間より、衙門・座船・砲船修理に使用した木材の代金を書吏が着服し、木舗への未払いが累積しているとの訴えが出されているが⁽⁴¹⁾、清代では順治一六年（一六五九）、油麻・釘鉄舗戸が、戦艦修造に際し海防庁や県の書吏から需索を受けていると訴え、兩江總督に必需物資の生産地での定価採買を要請している。⁽⁴²⁾

しかし当時は鄭成功的活動が盛んで軍船需要が逼迫していたため、船隻修造を巡る紛争はしばしば発生していた。康熙一二年（一六七三）には、常熟の釘鉄舗戸が衙門や船隻の修造に対価が支払われず、倒産する者が跡を絶たないと訴え、当官革除の励行と書役の需索禁止を請願しており、康熙一九年には、蘇州府が行戸からの木材の無償供出を禁止する告示を出している。⁽⁴³⁾ それでも当官は止まず、康熙二二年・二三年

にも、船隻修造に関する当官禁止と現銀での採買が告示されている。⁽⁴⁵⁾

なお、造船関係の当官は常熟以外でも存在した。例えば順治一三年、嘉定県では軍船建造のため書吏・衙役が当官と称して舗戸より油麻や煤鉄などを調達することを舗戸が訴え、禁止告示が出されている。⁽⁴⁶⁾ 軍船修造に絡んだ地方衙門の当官、及び当官に仮託した書役の需索は、江南各地で弊害をもたらしていたのである。

ところで、碑刻史料を通観すると、当官禁止を訴えているのは主として舗戸であり、牙行によるものは少ないことが窺われる。一方、前章で確認したように、商人や農民への負担転嫁や、当官に便乗した無賴の不正行為は、舗戸でなく牙行に集中していた。碑刻史料にも牙行の不正や私充牙行の横行が散見される。例えば順治年間嘉定具裏塘鎮では、棍徒が兵房書役と結託し、埠頭に私充して軒用を需索し、更に久しく禁止されている当官を名目に木棉牙行・舗戸より津貼を科派していた。彼らは該鎮の牙行・舗戸一二五家から毎年銀一二〇両を徴収し、二〇年間に計一九〇〇余両もの収奪を行つていた。⁽⁴⁷⁾ また康熙五九年には、上海県の米行陸雲徒が使費の名目で倉米碎米を米舗に強制販売した廉で訴えられ、米舗への

当官禁止が知県によって再確認されている。⁽⁴⁸⁾ 更に康熙二七年には、長洲県の快役頭顧五采が木牙と自称し、当官を口実として木商より違法な用錢を需索していた。⁽⁴⁹⁾ この他、江南では康熙初「官行」と称される舗戸からの徵發を專業とする牙行が存在し、康熙八年六月一五日・七月七日の二回に亘り吏部左侍郎杜篤祐が、当官の革除と「官行」の禁止を上奏している。⁽⁵⁰⁾ 逆に康熙三三年には、蘇州府長洲・呉兩県で、棍徒が当官と称して木行より津貼を要求し、木行側がこれを拒否すると、棍徒は彼らが「奸牙射利」「貌憲避差」していると両県に誣告するという事件が起り、布政司は牙行の仲介業務を保証する一方、当官に名を借りた津貼私派を厳禁している。⁽⁵¹⁾ このように、牙行には純粹に流通に從事し当官の対象となる者の他、衙役や無賴が私充し当官に付け込んで需索を働いたり、舗戸に負担を転嫁したりする輩が多数存在した。牙行は当官の被害者であると同時に、加害者ともなり得たのである。それでは当官に対しても国家は如何なる政策でこれに臨んだであろうか。当官碑刻を見る限り、地方官は当官慣行を既に革除されたものと見做し、禁止告示を繰り返し発布しているが、乾隆年間に至つても少數ながら当官碑刻が建立されていることからも明らかなように、実際には放置されていた。但

し地方志には、当官に相当する雜泛差徭を禁革した記事が多數見受けられる。

先ず戦艦修造の役務について。松江府属の地方志の多くは、順治二年（一六五五）四月、御史馮班が雜差造船諸役を禁止し、油麻・木材・煤炭・釘鉄などの資材は官が代価を支払つて採買するよう提議し、裁可されたことを記している。^{〔53〕}この記事は太倉州や蘇州府の地方志には見られないが、鎮江府属の康熙『丹徒県志』には「官の当官賦課を取り行と言ひ、民の當官支弁を応行と言う。奸人が書役と結託して当官を請け負ひ、人民から需索することを包行と言う。順治二年、御史馮班が派徵の苛横なるを疏言し、京口における造船のための釘鉄油麻の徵發禁止を実現した。しかし現在でも包行の弊は止んでいない」とあり、康熙府志・乾隆府志も同文を掲載している。このように、造船のための資材は本来採買すべきであるが、実際には当官により無償調達され、民苦となつた。そこで順治二年、御史馮班がこれを禁止したが、成果はなかつたようである。

次に坊廂里役について。坊廂里役とは城内の人民に賦課された雜泛差徭のことであり、保甲が輪番で衙門の雜役・上司の接待・備品の調達などに充てられていた。^{〔55〕}業務の内容や無償供出という性格から、当官とほぼ同義であると考えられる。乾隆『婁県志』をはじめ松江府地方志の多くは、康熙六年（一六六七）、婁県知県李復興が均田均役法を実施した折、併せて坊廂里役を革除したと述べており、以後各地で改革が普及した模様である。因みに常熟では、明末清初に当官を含む坊廂里役の重圧が極大化したが、李の改革によりやや減少したらしい。^{〔56〕}

李復興の坊廂里役改革が均田均役法と同じく江南各地へ浸透したのは、督撫の支持があったからである。例えば通州直隸州如皋県では、廂長は明末に里長より分離し、東西北三廂は県衙門の、南廂は捕序の上司接待における宴席準備などの役務を支弁していたが、康熙二年知県盧が里長・廂長の名目と雜派支應の革除を申請し、兩江總督于成龍・江蘇巡撫余國柱が許可した。しかし通州ではその後も坊廂里役は継続した。^{〔57〕}雜泛差徭が革除されるのは、後述の如く雍正二年（一七二四）知州白映棠の改革以降である。

以上のように、地方志には戦艦修造及び坊廂里役の雜泛差徭を禁革したという記録が少なからず存在する。戦艦修造も坊廂里役も松江府・太倉州・蘇州府で最も深刻な問題となつており、この傾向は碑刻史料とも概ね一致するが、三府州以

外でも例えば鎮江府京口など商業の発達した地方には賦課が行われていた模様である。しかし差徭の禁革は康熙年間には

殆ど成功を見なかつた。蓋し当官は地方財政の欠如を埋めるための便宜的措置であり、商工業者からの徵収は国家の緊急需要への対応や州県の地方政府の遂行にとって必要不可欠だつたからである。ところが当官慣行の默認は次第に際限ない需索に發展し、江南各地で碑刻史料に見られる商人層の苦情申し立て・当官禁止の再確認や、地方志が語る牙行の不正行為が頻繁に発生していた。地方衙門は当官に代わる、より合理的な徵収システムを編み出さねばならなかつた。それが雍正朝の牙行制度整備である。

三 当官の革除

当官慣行が概ね姿を消し、代わつて本格的な牙行制度が整備されるのは、雍正～乾隆初期である。牙行制度導入により官の無償調達（差務）に応じるのは布政司より牙帖を頒給された牙行に限定され、差務に名を借りた私充牙行の用錢需索や、牙帖濫發による州県官の際限ない徵發は、原則として不可能となつた。^⑩また、舗戸は差徭体系から分離され、門攤税

が賦課されるのみとなつた。そこで最後に江南における当官改革を、地方志の記述を通して垣間見よう。

地方志には当官革除に関する記述が殆ど無く、改革の正確な時日を確定することは困難である。しかし乾隆『直隸通州志』には「雍正二年、知州白映棠が（商工業者の）差徭を革除した」とあり、^⑪この文の後、差務の内容が業種毎に一四項目（内一二項目が牙行・舗戸）に分類して具体的に記載され、それぞれ文末に「嗣後革除」されたと結んでいる。第一項は営業内容と調達とが直接結び付かない商人達の差務を一括記載したもので、これまで米・麪・酒・魚・肉・果・点心・炭燭・柴草・猪・羊などの行舗に、規札饋送・接待費・衙門の事務経費などを月単位で負担させていたが、今後は時価採買せよとある。^⑫これらの差務は貨幣納であったと思われ、後の牙行制度に近い形態である。第二項以下は営業内容に見合つた物資や役務を支弁する商工業者で、例えば第二項の灯籠・紙張行舗は、從來考試における出版・印刷や衙門の表具を担当させられていた。^⑬但し、これらの中で特に第一二項の船行についてには「これまで官員の出張や友人の往来、或いは衙役の派遣や漕糧の起解に際して、偶数月は埠頭が、奇数月は兵房が船舶を無償調達し、埠頭は商人から経費を勒索してきた

が、以後は革除せよ」と記されており、船舶輸送業務の場合は兵房書吏と埠頭が交代で差務を請け負い、埠頭は船舶を利する商人に負担を転嫁していたことが知られる。

白知州は埠頭を含めあらゆる舗戸・牙行の当官を革除したと当州志には記されているが、元々当官は名目上は非合法な慣行であったから、本志の他に当官の廃止を明記した史料は殆ど見当たらない。ただ一八世紀以降の地方志には、当官の弊害を訴える記録もまた存在しないことから、牙行制度の整備に伴い各地で自然消滅していくものと思われる。これ以後衙門が求める物資や役務は、商工業者から代価を払って採買され、その費用は一般民衆からの陋規の他、牙行からの差務や捐輸（これらも陋規と総称される）によって賄われた。⁽⁶⁵⁾ 例えば、太倉直隸州属乾隆『鎮洋県志』によると、坊廂里役は衙門より代価を支給するが、犯人護送の場合は埠頭に担当させたとあり、宣統『太倉州志』は同文を引用した後、差務に対し代価は支給されたが、代わりに衙役が陋規を需索するので、弊害は残存したと附記している。⁽⁶⁶⁾ 非合法徵収は形を変えて残存したが、現物の無償調達から陋規を原資とした代価採買に移行したこと、地方行政経費の支弁方法がより「税制」に近くなつたと言えるだろう。

牙行からの陋規需索は、同治二年（一八六三）江蘇巡撫李鴻章の牙行制度改革により革除され、代わりに牙帖を有料化して牙帖捐及び新規牙税を徴収した。ここに至り牙行からの地方行政経費徴収は地方税として公認され、省財政と連結された。⁽⁶⁷⁾ そして李の牙行制度改革は、江蘇巡撫丁日昌（同治六年二月から同治九年六月まで在任）にも引き継がれた。『上海碑刻』七三〇七五頁「松江府為禁船行管幫私收埠規告示碑」（光緒二六年正月一八日）によると、上海各地の碼頭で埠頭が廃止され、幫差・貼捐・埠規・油燭浮費などの陋規が革除されたのは、丁日昌の財政改革以降であり、知縣は丁巡撫の指示により、埠頭の代わりに船行を設置して運船仲介業を任せ、公正なる紳耆に身元保証をさせたとある。埠頭は地方衙門から各種の陋規を賦課され、これを一般商人に転嫁していたが、丁日昌は陋規を廃止し、埠頭を船行に改編したのである。その後船行は新たに陋規を需索しようとしたので、光緒二五年（一八九九）鄉紳茆彥良らが再度の禁止を請願し、江蘇按察使によって実施された。当碑刻はその経緯を記したものである。⁽⁶⁸⁾

同じく『上海碑刻』七八頁「上海縣為興建大碼頭各業自願捐繳一年帖費告示碑」（同治六年七月）によると、典當・錢

莊・豆行・花糖行・税行らが「これまで季節毎に衙門に輸納していた津貼公費（陋規）は漸く革除されたが、現在碼頭関連施設の建設で地方行政経費が膨張しているため、一年分に限り陋規を提供したい」と知県に申請している。⁽¹⁾ 商人の側から進んで陋規の寄付を申し出たのは、官の陋規復活を予防するため先手を打ったものと思われるが、上海では丁日昌の赴任直前に典當や牙行の陋規が革除されていたことをこの碑刻は示している。なお、税行とは商船入港時に関税の徴収を請け負う徴税牙行のことと、仲介業務は行っていなかつたようである。⁽²⁾

但し牙行の陋規は完全に牙帖捐や新牙税に収斂された訳ではなくた。同治九年、江蘇布政使張兆棟は、乾隆二四年以降禁止されていた本行の差務について、木材の借用が終了した後は牙行に返却させ、書役の需索禁止を再確認したが、一方江蘇按察使應寶時は、木行らに翼正公所を設置させ、董事（公所の主事）に差務の支弁を委ねた。⁽³⁾ 牙帖捐や新牙税は主として省財政に組み込まれたので、州縣衙門の必要経費徴収は部分的には残存したのであろう。

以上のように、当官は雍正から乾隆初にかけて漸次廃止され、牙行制度がこれに代替した。官の必需物資・役務は牙行

や舗戸から無償徴発するのではなく、彼らから陋規を徴収して代価採買されるようになり、恣意的調達に一定の歯止めが掛けられた。更に同治年間には李鴻章の牙行制度改革や丁日昌の財政改革が実施され、陋規は牙帖捐や新牙税に置き換えられたが、州県の陋規徴収も一部には残存した。当官は商品經濟が急成長した明代後期に登場し、雍正期の牙行制度整備により姿を消した。当官から陋規への移行は、換言すれば物資・役務の現物調達から貨幣形態による必要経費徴収への進化であった。

おわりに

地方政府のための必要経費が公的税制に殆ど組み込まれていない前近代中国では、正規財政の他に陋規需索・規礼饋送体系と呼ぶべき地方的徴収が必要不可欠であった。これらは最終的に一般人民へ賦課されたが、江南では明代後期より、当官と呼ばれる、地方衙門が必要とする物品や役務を牙行や舗戸から無償で調達する慣行が定着し、商工業者の苦累となっていた。当官の弊害は明末清初、特に康熙初頭に頂点に達したが、牙行は物価の操作、法外な仲介手数料の需索、商品の

強奪などの手口を駆使して一般商人や農民に負担を転嫁した。⁷⁵⁾更に衙役や無頼も彼らの不法行為に便乗して自ら牙行を私立し、商業秩序を益々混乱させた。

これに対しても清朝は、雍正年間に牙行制度を整備し、商工業者からの無制限の現物徴収を牙行からの貨幣形態での陋規徴収に改めた。牙行の数は定額化され、牙帖の発給権は州県から布政司に吸収された。一方地方行政のための必需物資や役務は、官が代価を支払って採買するよう改められた。牙行制度が定着した乾隆初以降、牙行の不正行為を語る記述は地方志から姿を消す。

やがて同治年間、李鴻章や丁日昌により牙行制度は再度改革され、陋規は牙帖捐や新牙税に置き換えられた。但しこれらの多くは省財源に組み込まれたので、州県の陋規は部分的には残存した。

当官から陋規へ、陋規から牙帖捐・新牙税への移行は、商業部門からの地方行政経費の徴収システムが偶然的・恣意的調達から商税に近い形態へ成長を遂げたことを如実に示している。当官が実質的に廃止された段階で、無頼の仲介業への私的参入や牙行の無頼化は見られなくなり、陋規の商税化が進行する一九世紀中葉には、牙行は会館を通して地方行政財政

に積極的に参画するようになる。⁷⁶⁾清末における郷紳層の所謂「地方自治」への参与や、商人の相互扶助活動の活発化も、地方財政（地方的徴収）の合理化と同調しているものと思われるが、その理論的検討は別稿に譲りたい。

註

(1) 藤井宏「新安商人の研究（二）～（四）」『東洋学報』三六巻一～四号、一九五三～五四年。

(2) 重田徳「清初における湖南米市場の一考察」重田『清代社会経済史研究』岩波書店一九七五年。

(3) 西嶋定生「中国初期棉業の形成とその構造」西嶋『中国経済史研究』東京大学出版会、一九六六年。

(4) 佐藤学「明代南京における鋪戸の役とその改革——『行』をめぐる諸問題——」國立館大学『人文学会紀要』一七号、一九八五年。

(5) 佐藤学「明末清初期一地方都市における同業組織と公権力——蘇州府常熟県『当官』碑刻を素材に——」『史学雑誌』九六編九号、一九八七年。

(6) 上田信「明末清初・江南の都市の『無頼』をめぐる社会関係——打行と脚夫——」『史学雑誌』九〇編一一号、一九八一年。

(7) 近今遭奸棍。盟腹噛民。庄害一方。收客紋銀。兌換低錢。一千只交八百。問其何因。指称輸税除折。有名無美。衆口不平。含怨实深。……該本県知縣万看得。新涇一鎮。為邑東孔道。商賈要区。凡民之業匱。与夫花布等貨。齊集于市。……□□通牙

棍把持行市。每以客之紋銀。賤兌低錢。以十折八給發。小民至爭換。則因而聚斂者有之。貨錢俱匿者有之。

(8) 南濠牙戶。先遣健仆使船。糾集□□黨棍。預計屯扎中途湖口。……叢打亂搶。……致使異鄉孤客。素手空回。……永為定例。

自今以後。凡客商航。任其自投。

(9) 清代河南省の事例であるが、牙行が書役に支払う陋規は牙帖

正税の数倍から百倍に達し、牙行の営業収入では陋規を支払いきれず、廢業する者も出た。廢業牙行の牙帖は銀数十両を出さ

ねば引き取り手が無かつたとさう(民国『林县志』卷五、財政

税捐)。このように書役の牙行に対する需索は非常に重く、彼らは勢い商人や農民に負担を転嫁せざるを得なかつたことも十

分予測できる。また、雍正期の河南巡撫田文鏡が行戸への当官

禁止を訴えた一文に対し、裕謙は「昔の行戸は、当差を以て苦

と為す。今の行戸は、又当差を以て甘と為す。蓋し当差の名に

藉りて、漁利の地と為せり」と評し、当官を口実とした牙行の不正行為を糾弾している(裕謙『勉益齋続存稿』卷五、「州県

當務二十四条」道光二十四年二月)。

(10) 乃有積年奸牙李環溪・羊俸儀二人。盤踞楓橋。把持行市。各商悞入其家。百端勒挾。每糶秕米一石。剋值四錢。使吾民受高擡之害。遠商遭折本之苦。人人嘲恨。在在含冤。

(11) 業經本院訪寘密拿。重責枷号。遞示政。為爾等商人。除此地虎。以後任商投店。兩平交易。

(12) 州為小民害者。旧時棍徒。赤手私立牙店。曰行霸。貧民持物入市。如花布米麦之類。不許自交易。橫主価値。肆意勒索。曰用錢。今則離市鎮几里外。令群不遑要諸路。曰白賴。鄉人持物。

用錢。今則離市鎮几里外。令群不遑要諸路。曰白賴。鄉人持物。

不論貿易与否。輒攫去。曰至某店領價。鄉民且奈何。

(13) 映薇・虞孫畠侯。嚴示禁止。繼以重懲。初知斂跡。

市中交易。未曉而集。每歲綿花入市。牙行多聚少年。以為羽翼。携燈攔接。鄉民莫知所適。搶攘之間。甚至亡失貨物。

(14) 万曆『嘉定縣志』卷二、風俗

(15) 乾隆『宝山縣志』卷一、風俗

又有私立牙行。高低物價。擅取用錢。買賣各有。名曰内外用。

結連光棍。邀入貨物。完布奪布。買花奪花。鄉人不得自由。

名曰行霸。

(16) 乾隆『鎮洋縣志』卷一、風俗。

(17) 乾隆『西涇記略』風俗。

(18) 道光『雙鳳里志』卷一、風俗

魚米西來。木棉東集。皆領有藩帖。開張牙行。其他食用雜物。列肆無欠。

(19) 光緒『宝山縣志』卷三、雜稅

今則花布柴米之屬。悉照市價。主其交易。惟用錢之名由旧。

(20) 光緒『羅店鎮志』卷一、風俗など。

(21) 光緒『月浦里志』卷九、風俗、民害

今則花布柴米紗絲。下及糞田之屬。皆有牙行類。皆領帖開張。

民國『盛橋里志』卷三、風俗

今則花布柴米。以及鮮魚之屬。皆有牙行。領短期登錄稅。開

張店肆。……

(22) 雍正『分福建南匯縣志』卷一五、風俗

一曰白拉。其人並不開張店鋪。糾集游民。伺客船至鎮。拉其

貨物。或散居民。或散店口。十分貨倅。償其三。公行侵蝕。

(23) 雍正『昭文縣志』卷四、風俗

其私立牙店。坐列佔領。謂之主人。城邑鄉隙。在在有之。

(24) 康熙『通州志』卷七、風俗

(25) 『蘇州碑刻』一五七〇一五八頁「常熟縣禁止濫派麵舖稅銀碑」

(康熙一二年一〇月)

(26) 『江蘇省明清以來碑刻資料選集』(生活・讀書・新知三聯書店、一九五九年。以下『江蘇碑刻』と略記する)五二二〇五二三頁

「金匱縣規定瓜果蔬菜牙行不許增添凡外來客販及本地耕種之家成船裝載者聽其投牙發壳碑」(雍正九年八月)

(27) 『皇清奏議』卷一八。

(28) 凡服食器用等項。非係興販者。不得借名苟索。除鄉村應役地方外。再有私給行帖執照。攘害百姓者。發覺之日。官作何处分。

役作何究治。嚴定條例。務使市肆不攘。

なお、鄉村應役の地方とは農民のみならず牙行からも差徭を徵収していた直隸・山東等省であると思われる。拙稿「清代後

期直隸・山東における差徭と陋規」『史林』七九卷三号、一九九六年、参照。

(29) 康熙『大清會典』卷三五、戶部、課程四、雜賦。

(30) 『蘇州碑刻』一一〇一二頁「蘇州府飭花素綴業鋪戶按戶給帖輸稅碑」(康熙六年一〇月)。拙稿「清代江南の牙行」『東洋學報』七四卷一・二二号、一九九三年、註(8)、参照。

(31) 雍正『大清會典』卷五三、課程五、雜賦。

(32) 同右

(四年) 又覆准。嗣後各省牙帖。一例由藩司鈐蓋印信頒發。

不許州縣濫給滋弊。倘各州縣仍有私行濫給者。該督撫即行指參。交部議處。

(33) 光緒『大清會典事例』卷二四七、雜賦、禁例。佐藤も雍正一年を以て牙行制度確立の時期と見做す。新宮(佐藤)学「明代の牙行について——商稅との関係を中心にして——」『山根幸夫教授退休記念明代史論叢』下巻、汲古書院、一九九〇年、参照。

(34) 卓異之員。宜以清廉為首列。……知府以下。知縣以上。必開某官不派雜差。不重火耗。不虧損行戶。不強貸富民。

(35) 李贊元『信心齋疏稿』卷下、戶垣奏稿、「雜稅科則疏」。

(36) 于成龍『于清端公政書』卷七

乃兩江弊政。各官凡一應日用等物。無不取用行戶。或短值虧欠。或勒捐不給。以致資本消乏。

(37) 同右。卷七。

(38) 『上海碑刻』一〇五〇一〇八頁「松江府為禁修葺官府橫取貪買竹木油麻材料告示碑」(順治九年)など。

(39) 同右。一一九〇一二五頁「松江府為禁舖商當官告示碑」(康熙四〇年一〇月)、『蘇州碑刻』三〇四頁「常熟縣嚴禁致累綢繡碑」(天啓三年正月)、同右。一九三〇一九六頁「常熟縣永禁詐索油麻雜貨舖行碑」(崇禎七年三月)、同右。二四三〇二四四頁「長洲縣永禁糖果舖戶當官碑」(康熙一五年一〇月)など。また、同右。一八一〇一八四頁「常熟縣裁革典舖代鋪衙門鋪陳碑」(万曆四六年八月)には、万曆二九年より縣の接待に使用する夜具を典当より調達していたとある。

(40) 例えは『上海碑刻』一二二〇一二三頁「嘉定縣公務需要竹料母許抑勒竹行告示碑」(康熙五三年七月)

如官府日用物件。俱發現銀。惟竹行先用後發。要十指百。發

出備銀。無一不墳蠶橐。

碑」（康熙二四年五月一六日）

……所以埠頭一役。向于□地船戶□之中。挨輪充任。扣除紅

用每兩三分。以供官府出入雇紅之用。此皆自明至清之旧制也。

曆四四年八月）。

(41) 同右、一九六〇一九八頁「常熟縣禁革木舖當官碑」（順

治一六年五月）。

□遭海防厅并県蠹借修戰□之船。万般擾害。……即如修造戰

艦。采辦應用物料。必先詳開所產地方。酌定應得値。物不
妄求。値無虛假。

(43) 同右、一九八〇一〇一頁「常熟縣禁擅取釘鐵舖戶貨物苦累

商民碑」（康熙二年五月）。

吾等釘鐵舖戶。從郡負販。稍覓蠅頭糊口。差辦向無專行承值。

凡造修船隻衙宇。事干軍機憲務。歷來雖有估計料値之名。胥
役克減。舖戶向無領値之実。以致暗累傾家。乞煙宿廡。僅一
二開帳。

また、同右、三七九〇三八三頁「常熟縣嚴禁舖戶當官碑」（康
熙二二年五月）にも類似の内容が刻まれている。

(44) 同右、一一〇〇一一一頁「蘇州府禁革白取木料累行戶碑」

（康熙一九年一二月）。

(45) 同右、一一一〇一二頁「常熟縣禁派木竹商行物料碑」（康
熙二二年二月）、同右、一一〇一〇四頁「常熟縣永禁派擾

油麻雜貨舖戶碑」（康熙二三年八月）。

(46) 『上海碑刻』一一三〇一六頁「嘉定縣為軍興需要物料嚴禁
舖戶當官告示碑」（順治二三年一〇月）。

(47) 同右、九六〇九八頁「嘉定縣為禁光棍串通兵書擾累舖戶告示
碑」（乾隆六年一一月）、同右、二七一〇二七三頁「督撫部院禁

(48) 同右、一〇一〇一〇四頁「上海縣為倉米白納聽民平値零糶永
禁牙行苛派米舖告示碑」（康熙五九年七月）。

(49) 『蘇州碑刻』一一五〇一七頁「長洲縣為木行永禁行頭名色
以除商害給示碑」（康熙十七年四月）。

(50) 同右、三七八〇三七九頁「常熟縣水禁苛派行戶漁肉舖家碑」
（康熙九年五月）。

州縣官一切日用等物。（中欠）一不給値。取備市民行舖。

又立官行。以魚肉舖家。強奪窮民。

(51) 同右、一一七〇一九頁「長吳二縣禁木行當官私派津貼碑」
（康熙三三年一〇月）。

(52) 三資料集に見られる乾隆期の當官碑刻は以下の通り。『上海
碑刻』該當なし。『蘇州碑刻』七六〇七七頁「常熟昭文二縣禁
革染舗當官碑」（乾隆三二年五月）、同右、一八〇一九頁「常熟
縣禁革綢布店舗當官碑」（乾隆三四年九月）、同右、一一九〇一
二〇頁「長洲縣永革木簰小甲滋事需索碑」（乾隆四六年三月）。
『江蘇碑刻』六四五頁「常熟昭文二縣示准梨園業迎春免派差役
碑」（乾隆六年一一月）、同右、二七一〇二七三頁「督撫部院禁

革顏料當官碑記」(乾隆年間)。なお、例外的事例として、同右五一二頁「通州規定各衙門所需魚物概照市價平買差役不得需求碑」(道光八年正月)がある。

(53) 例え、乾隆『上海縣志』卷五、徭役

順治十二年。禁雜差造船諸役。本年四月。戶部行三百号勘合准御史馮題。為派徵苛橫非常事。奉旨。依議通行。一切造船項目。酌議補編。會計估價給料。如有擅出牌票者。官參吏究。按察司刊刻。頒發遵行。

(54) 康熙『丹徒縣志』卷一、土風

油麻・大樹・煤炭・釘鐵・箭枝・馬料・鑽夫・水手・造冊雜項。酌議補編。會計估價給料。如有擅出牌票者。官參吏究。

(55) 康熙『華亭縣志』卷八、田賦、附記坊廂里役、康熙『常熟縣志』卷九、徭役、總甲坊廂之役、雍正『昭文縣志』卷四、徭役など。

(56) 例え、揚州府では、官僚が東郊で迎春の儀式を行う時、鋪戸に綵亭(綾絹で美しく飾った四阿)を作らせていた。これらの差務は人民を苦しめるので、康熙初期に禁革された。康熙『揚州府志』卷七、風俗、立春、乾隆『甘泉縣志』卷四、風俗、立春、乾隆『甘泉縣志』卷四、風俗、立春。

春、康熙『儀徵縣志』卷五、風俗、立春。なお、前二志に收められた宗元鼎「廣陵迎春歌」には「三十六般好台閣。例應行舗牙人作」とあり、舗戸と牙行がこれを支弁していた。

(57) 乾隆『婁縣志』卷七、民賦、雜稅

(康熙)六年。知縣李復興。實行均田均役法。並詳免坊廂里役。

なお、雜泛差徭の禁止措置とその後の經緯については、川勝守『中國封建國家の支配構造』東京大学出版会、一九八〇年、五八八～五八九頁を参照。

(58) 前出、康熙『常熟縣志』卷九、徭役、總甲坊廂之役

雖奉憲司。嚴行禁革當官・承值・捉船・起夫之類。而此役依然不改。……自崇禎年間。以迄國初。常熟深以此役為困。……近奉禁革濫役。而總甲坊廂之困少甦。

(59) 乾隆『如皋縣志』卷二〇、民賦、徭役

在廂則曰廂長。在鄉則曰里長。里長里也。不知明季何時何人。作俑劈分。東西北三廂。承值廩室。南廂承值捕序。……至迎接上司。廂長備辦鋪陳。……康熙二十一年。知廩廬綻。請裁里長・廂長・廩頭等項名色。與一切雜派支應積弊。總督于成龍・巡撫余国柱允行之。

(60) 前揭拙稿「清代江南の牙行」

(61) 乾隆『直隸通州志』卷五、民賦、雜課

通州徭役各項。已於雍正二年。知州白映棠。申請革除。向例凡有饋送并應酬。過往親友。及春秋祭祀。考試童生。署

内供給等項。俱著值月承応。止発官価。嗣後概予革除。照時

価現銀買完。

捐・埠規。一切油燭浮費。概行革除。

(63) 同右

灯籠・紙張行舗。向例凡遇考試生童。刷釘志書全書。備造文冊。棊糊公館衛署等項。俱令值月承応。嗣後革除。

(64) 同右

船行。向例凡遇州員公出。親友往来。以及衛役家人。公務差遣。起解糧漕等項。双月埠頭承応。單月兵房承応。不給脚價。埠頭代商民僱船。每腳價二両。勒用三兩。勒貼差銀數錢至兩余不等。嗣後革除。

(65) 差務などと呼ばれる牙行の陋規については、拙稿「清代後期四川における地方財政の形成——会館と釐金——」「史林」七五卷六号、一九九二年を参照。

(66) 乾隆『鎮洋県志』卷四、徭役

坊廂雜役。供應文武衙門。俱散給工值。惟朝賀丁祭等廠。及上憲按臨。所需舟輿。例有輪值人等。領值承辦。至縣無駅遞。

凡遇解人犯。亦責成埠頭領辦。

(67) 宣統『太倉州志』卷七、徭役

按役而給值。給值承辦者。無所累也。乃衙役輒借此名目。向

闕境之各工業。歲索陋規。人數百文。亦一弊也。

(68) 前掲拙稿「清代江南の牙行」三七〇三八頁。

(69) 照得上海各處碼頭。所有埠頭名目。早奉丁前撫憲札飭禁革。當由該前署縣朱令。以該具地處冲繁。需船絡繹。設無稽差約束之人。勢必攬奪構衅。詳明改設船行。由公正紳耆結保。詳請給

照著充。不得別立名目。私自索費。至于向來惡習。如幫差・貼

丁日昌の財政改革については、拙稿「清代後期江浙の財政改革と善堂」『史學雑誌』一〇四編二号、一九九五年を参照。

(70) 乃日久產生。二十五年正月間。有大挑教職茆彥良等。在道憲衙門稟請嚴禁船牙。不准勒索船頭黑費之案。當奉批府提訊。旋于二月間。奉臬憲以茆彥良等控案。札府提集澈究詳辦。并飭將

善釐・濫捐・埠役陋規。一律革除。以免騷擾。

(71) 括典當・錢莊・豆行・花糖行・稅行各業聯名稟稱。切照上海五方雜處。公務繁多。身等各業。每年向有津貼公費銀兩。按季呈繳。歷年已久。今蒙面諭。一概免繳。并允刊碑勒石。永遠禁革。凡在商民。同深感戴。頃知現欲起造碼頭官厅・飯歇房屋。需費浩繁。身等各業。具有天良。愿照向年津貼銀數。報効一年。以資工費。此後不援為例。永遠禁革。

なお、知県はこの申し出を受け入れている。

(72) 『上海碑刻』七一頁「蘇松太兵備道為禁止牙行留難進出客船告示碑」(道光二年八月二十四日)。

(73) 『江蘇碑刻』一〇三〇一〇四頁「江蘇布政司永禁大典差徭胥役擾累商牙碑」(同治九年四月)

前于乾隆二十四年。蒙前藩司常詳奉各大憲批定章程。分別禁借。給示勒石在案。由是商牙賴以安業。嗣後日久弛懈。漸滋雜派。……如朝賀春秋丁祭・先農社稷壇并万寿宮前戲台一座。督撫閱操府縣考試等項。許該地方官照依應用木植。出具印票。填明根數。向牙取用。用畢即照數給還。毋許多借。仍嚴禁鋸

(74) 同右。一〇四〇一〇五頁「江蘇按察司禁止借木差徭丁胥例外

飛派碑」（同治九年八月二日）。また、同右、一〇五、一〇六頁
「蘇州府規定翼正公所所需經費應于行用內按照木值出塘每甲提
錢四百文歸入公所抵充公用并辦善舉碑」（同治一〇年正月二六
日）

按撫職監沈仁福・楊一鶚等。在長元吳三縣。分開木行。代客
買壳。嗣因差務殷繁。設立翼正公所。選舉司董承值。例當差
徭。

（75）前掲、拙稿「清代後期四川における地方財政の形成」。
（やまもと すすむ 北九州大学経済学部助教授）